

公共施設（道路敷）移管及び帰属申請書作成要領

吹田市土木部総務交通室

- (1) 公共施設（道路敷）移管及び帰属申請書（指定用紙）
- (2) 登記承諾書（指定用紙）
- (3) 登記原因証明情報（指定用紙）
- (4) 印鑑証明書・資格証明書
- (5) 土地登記簿謄本
(注) 所有権以外の権利が設定されていない状態とし、地目は公衆用道路とすること。
- (6) 付近見取図
- (7) 地籍図（公図）
- (8) 地籍測量図
- (9) 平面図（S = 1 : 250 ~ 1 : 500）
(注) (ア) 帰属物件を明確にし、境界を明示する。
(イ) 車道幅員が0.5m以上変化する箇所ごとに車道幅員を表示し、曲線半径30m以下は表示する。
(ウ) 図面作成年月日の記入。
- (10) 丈量図（S = 1 : 250 ~ 1 : 500）
(注) (ア) 公簿面積と実測面積を同じ値とする。
(イ) (8)地籍測量図と同様の場合は不要。
- (11) 道路構造図（S = 1 : 10 ~ 1 : 300）
- (12) 横断図（S = 1 : 30 ~ 1 : 100）(注) 境界線記入のこと。
- (13) 縦断図（S = 1 : 100 ~ 1 : 500）
- (14) 排水系統図及び構造図（S = 1 : 10 ~ 1 : 300）
(注) 下水道部に提出する図面と同じもの。
- (15) その他必要書類

※提出部数 ・ 正副2部製本。ただし、副本はコピーで結構です。

※現地には、吹田市型境界杭を事業者にて購入のうえ、道路側より設置すること。

※道路構造に係る図面についてはデータ（PDF ファイル等）で提出すること。

- 【例】
- ・ 土地利用計画図（道路計画平面図）
 - ・ 道路附属物の構造図
 - ・ 舗装断面図
 - ・ 位置図